

看護学部の新型コロナウイルス感染対策（7月）

看護学学生生活支援センター

1. 健康観察票・行動記録票

実習中の学生は配信済の健康観察票を実習開始 1 週間前から毎日記録してください。

2. 個人レベルでの感染予防行動

- 正しい方法で手洗い、マスク着用をしてください。
- 3つの密（密閉・密接・密集）を避けてください。アルバイトも含まれます。
- 実習開始前 1 週間は、特に十分な感染予防行動をとってください。

<実習中の学生（1週間後に実習を控えている学生を含む）>

① 会食等について

感染リスクのある下記施設への出入りを禁止します。同居家族以外との会食を控えてください。

- 居酒屋、バー、ライブハウス等の飲食店

② クラブ活動について

禁止します。

<実習中ではない学生>

クラブ活動について

- 三密回避・感染防止対策に関する計画書の遵守を条件に活動を認めます。
- 当面は、21時までの活動時間とします。
- 計画書から逸脱する行為が見られた場合は、当該クラブは活動休止となります。
- 検温、体調チェック、適切な休息、活動の中止など、医療職を目指す学生らしい、十分な自己管理を行うことを要請します。
- クラブ活動は自由参加とし、参加を強制することがないようにしてください。

3. 登校時における取り組み

(1) 対面時（ゼミや実習関連など）

- 看護学部棟入り口で検温（機械式）、アルコール消毒してください。
- マスクを正しく着用してください（マスクなしで学内には入れません）。
- 講義室等入室前の手洗い・アルコール消毒を徹底してください。

※特に共用のPCを使用する情報処理室、講義室3においては手指消毒を徹底してください。

- 指定席を守ってください。
- 講義室等のドアと窓を開け、換気をしてください。
- 講義室等の換気扇は常にONにしておいてください。
- 講義室等の中では、人と人との距離（互いに手を伸ばし触れない程度）を保ってください。
- 物（筆記用具、情報機器等）を共有しないようにしてください。
- 演習室の使用について、担当科目教員の指示であれば（予約は担当教員が行う）、8名以内、18時まで使用可とします。
- 実習室の自己演習等による使用の場合（教員指示の場合予約は担当教員が行う）、看護学事

務課に、使用願を提出ください。

(2) 昼食時

- 昼食前後の手洗いを徹底してください。
- 実習中の学生は昼食時指定席となります。食事中はマスクを外すこととなりますので前を向き静かにすませてください。
- 昼食時に外したマスクは、そのまま机の上などに置かずビニール袋に一時保管ください（そのためのビニール袋を持参しておくこと）。
- 机が汚れないよう、ビニールのしきもの（家庭用ゴミ袋など）を持参ください。特に、講義室3と講堂使用の場合は、汁物（カップ麺など）・カップのない飲み物は禁止します。

(3) 廊下や階段

- 人と人との距離を保ち移動してください。

(4) 更衣室

- マスクを必ず正しく着用してください。
- 速やかに更衣をすませてください。

(5) マスク, アルコールについて

- マスクは各自持参、石鹸での手洗いを徹底してください。

(6) 自習室

- 講義室4のみ開放します。授業などで使用されていない時に自習室として利用してください。利用時間は平日と第1、3、5土曜日の8時-20時までです。水分摂取等は静かに行ってください。

※大学以外の医療機関等で陽性と判定された場合や、発症ハイリスク者となった時は必ず保健管理室に届け出てください。罹患者、発症ハイリスク者、実習生、ケアアシスタントの学生など、ケースによって対応が変わりますので、必ず保健管理室に連絡をすること！